

令和6年度
京都府教員等の資質の向上に関する協議会

令和7年2月
京都府教育委員会

協議 「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」と「京都府の教員に必要な5つの力」及び「求められる京都府の教員像」との関連性の整理について

1 「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標（以下「育成指標」）」の経過

【平成30年3月】

改正された教育公務員特例法に基づく、京都府教員等の資質の向上に関する協議会での協議を経て策定

【令和5年3月】

教育公務員特例法の改正に伴い、同法第二十二条の二第一項の規定に基づいて改正された「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を参考に改定

【令和6年3月】

学校事務職員の人材育成を図ることを目的に、事務職員指標を策定

2 「育成指標」と「京都府の教員に必要な5つの力」及び「求められる京都府の教員像」との関連性

（1）指標策定時の協議会（平成30年1月19日実施）における議論から

- ① 教員像については、任命権者として定めるものであり、（中略）指標の最終目標となるもの
- ② 「求められる京都府の教員像」の文言には、中教審の答申や京都府教育振興プランの要素、今回策定する指標との関連性を盛り込んだ。
- ③ 指標の7つの観点に対応して示すことや、指標との関連付けができれば良いのではという御意見もいただいていたが、指標との対応を考えると複数にまたがったり全般に関わったりと、なかなか整理がしにくいため、「5つの力」として打ち出すことと、その5つに関連付けるという整理をした。
- ④ 実際は「求められる京都府の教員像」があって、そのために必要な「指標」を策定するので、この関係がしっかり表現されている方が良い。

（2）整理内容について

別添資料（「京都府の教員に必要な5つの力」等）参照